

重複申請の可否について

- 本補助事業には【車両の効率化設備の導入等事業】、【業務効率化事業】、【経営力強化事業】、【人材確保・育成事業】の4分類の補助対象事業があります。
- 異なる分類に属するメニューは重複申請をすることができますが、同一分類内のメニューは重複申請をすることができません。下記をご確認ください。
なお、令和5年度国土交通省補正予算「中小トラック事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」の2次募集において補助金交付を受けた機器等の重複申請は出来ませんので、ご注意ください。

補助対象事業の分類

【車両の効率化設備の導入等事業】

- ①テールゲートリフター
- ②トラック搭載型クレーン
- ③トラック搭載用2段積みデッキ
- ④ダブル連結トラック

【業務効率化事業】

- ⑤予約受付システム
- ⑥ASNシステム
- ⑦受注情報事前確認システム
- ⑧パレット等管理システム
- ⑨配車計画システム
- ⑩求貨求車システム
- ⑪運行・労務管理システム
- ⑫契約書電子化システム
- ⑬車両動態管理システム ※下記【ご注意】参照

【経営力強化事業】

- ⑭原価管理システム
- ⑮M&A・事業承継

【人材確保・育成事業】

- ⑯人材採用活動
- ⑰人材育成活動
- ⑱中型免許、大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格

重複申請可能なケース

異なる分類の補助対象事業は、重複申請することができます。

【ケース1】

「車両の効率化設備の導入等事業」のテールゲートリフターと「業務効率化事業」配車計画システムを申請する。

- ①テールゲートリフター
- ⑨配車計画システム

【ケース2】

「車両の効率化設備の導入等事業」のトラック搭載型クレーン、「経営力強化事業」の原価管理システムと「人材確保・育成事業」の中型免許、大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格を申請する。

- ②トラック搭載型クレーン
- ⑭原価管理システム
- ⑱中型免許、大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格

重複申請不可能なケース

同じ分類の補助対象事業は、重複申請することができません。

【ケース1】

「車両の効率化設備の導入等事業」のテールゲートリフターとトラック搭載型クレーンの申請をする

- ①テールゲートリフター
- ②トラック搭載型クレーン

【ケース2】

「車両の効率化設備の導入等事業」のテールゲートリフターと「業務効率化事業」配車計画システムと運行・労務管理システムを申請する

- ①テールゲートリフター
- ⑨配車計画システム
- ⑫運行・労務管理システム

※ケース2の場合は、「①と⑨」又は「①と⑫」のいずれかの組み合わせにより重複申請することができます。

【ご注意】車両動態管理システムについて

【業務効率化事業】⑬車両動態管理システムについては、上記のルールにかかわらず、⑤から⑫のいずれかのシステムと同時に導入した上で、重複申請をする必要がありますので、ご注意願います。